

地域活性エネルギーリンク協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、地域活性エネルギーリンク協議会と称する。

(事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 本協議会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協議会は、再生可能エネルギーの地産地消による地域経済循環と地域の活性化を通じて、人々が幸せに暮らす地域づくりを目指す。

(活動)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、地域エネルギー会社同士の情報交換や協力・連携をサポートしていき、地域エネルギー会社の発展や新たな事業創出を目指し、各種技術やノウハウを有する企業などを結びつけるコーディネーター役を果たす。また、重要な役割の一つとして、政府のエネルギー政策などへ一定の影響力を有することを目指す。

第2章 会員

(会員)

第5条 当協議会は、目的に賛同し入会した個人・法人又は団体をもって構成する。

2 会員は、以下のように分けられる。

- ・エネルギー供給事業者：地域における電力の供給会社など
- ・発電事業者：地域における発電事業者
- ・地域会員：自治体、各種団体（商工会議所、その他）
- ・学会員：大学、研究機関等
- ・サポート企業：エネルギー、地域サービスなど地域活性化に利する技術、ノウハウを保有する企業、金融機関等

(入会、退会及びその承認)

第6条 協議会への入会は、理事会が別途定める入会申込書により申し込みを行なうものとし、理事会の承認を得るものとする。

2 会員は、理事会が別途定める退会届を、理事会に提出することで任意に退会ができる。

(入会金及び会費)

第7条 入会金、および会費は、理事会が別途定める入会金及び会費を協議会に納付しなければならない。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当する時、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この規約その他の規則に違反したとき。
- (2) 当協議会の名誉を傷つけたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当する時、その資格を喪失する。

- (1) 6ヶ月間、会費が納入されなかったとき。
- (2) 当該会員、その活動が公に認められないと理事会が判断したとき。

2 会員資格喪失後、すでに納められた入会金、会費その他の拠出品は、これを一切返還しない。

第3章 理事、代表理事、監事

(理事)

第10条 本協議会の理事は、本協議会の運営全般を行なうものとする。

(代表理事、監事)

第11条 本協議会に、代表理事1名、監事1名を置く。

- 2 代表理事は、本協議会を代表し、その業務を総理する。
- 3 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査する。

(選任等)

第12条 理事、代表理事及び監事は理事会において選出する。

- 2 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 理事会

(理事会)

第13条 本協議会に、理事会を置く。

(構成)

第14条 理事会は、代表理事、監事および理事で構成される。

(権能)

第15条 理事会は、協議会の運営全般を掌り方針を決定する。また、総会への報告を行う。

- 2 理事会は、代表理事が必要と認めた際に、適宜開催するものとする。

- 3 理事会では、決議事項がある際には、代表理事、監事出席の下、出席者の過半数の賛成で決する。
- 4 理事会は、協議会の運営に必要な外部を含む人員、機材の手配、配置などを提案し、決定することができる。

第5章 総会

(構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会の議長は、代表理事が務める。

(開催)

第17条 総会は、1暦年に一回開催するものとする。

- 2 また代表理事が必要と認めたとき、または会員若しくは監事から招集の請求があったとき、理事会の承認を得て開催するものとする。

(機能)

第18条 総会は、理事会よりの協議会の運営全般及び会計等の報告を行なうものとする。

第6章 財産及び会計等

(財産及び会計)

第19条 本協議会の財産及び会計は、理事会が管理する。

(書類の保存)

第20条 前条に係る書類は、5年間保有するものとする。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第21条 この規約は、理事会の承認によって変更することができる。

(解散)

第22条 本協議会は、理事会の議決を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第23条 本協議会の解散のときに有する財産は理事会の議決を基に適切に処分する。

第8章 補足

(委任)

第24条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付則

- 1 この規約は、本協議会が設立された日又は、変更された日から施行する。